

韓国における FTA の推進と消費者¹

—韓米 FTA を中心に—

田 村 善 弘

I. はじめに

韓国は2004年の韓チリ FTA を契機として、諸外国との FTA を積極的に推進している。日本に先駆けて比べて米国と FTA を締結した。このほか、EU と FTA を締結するとともに、ロシアやウズベキスタンなどとの交渉を進めている。その背景には、韓国の貿易依存度の高さなどがある。締結においては市場拡大が見込まれる期待感から産業界においては歓迎する意向があった一方、米国や EU といった農業大国へ市場を開放することにより発生する損失への懸念から、農業界においては反対の意見が強かった。これらの点は日本にも共通することであるといえる。なかでも、米国との FTA は韓国が日本に先駆けて進めていたことから、こうした韓国の対応に日本も学ぶ必要があるという声があった。

また、韓国の FTA 戦略や韓国農業との FTA については、様々な先行研究がある²。本稿では、韓米 FTA を中心に FTA の推進の目的、FTA 推進のなかでの消費者意識について、政策資料等をもとに明らかにしていく。本稿の構成は次の通りである。

II では韓国の FTA 推進戦略における韓米 FTA の意義について考察する。III で韓米 FTA に伴い実施された支援策について考察する。IV では、韓米 FTA に対し韓国の消費者がどのような反応を示しているのか、FTA 発効による輸入食品に対する消費者の意識変化についてチーズを事例に考察する。

1 本稿は、2017年7月28日に福岡県農政連主催で開催された「これからの国際貿易交渉を考える研修会～韓米 FTA による韓国農業への影響について～」の講演内容を大幅に加筆修正したものである。

2 例えば、柳・吉田 (2011)、高安 (2012)、品川 (2014)、品川 (2019) などがある。

II. 韓国のFTA推進戦略と韓米FTAの意義

1. 韓国におけるFTAの推進状況

表1は韓国におけるFTAの推進状況を示したものである。2004年4月発効の韓チリFTA（1999年12月交渉開始、2004年4月発効）を契機として、諸外国との締結を進めている。南米のチリが最初のFTA締結相手に選ばれた背景には、地理的に韓国と離れており影響が少ないと考えられること、チリ自体が他国とのFTAを積極的に推進しているなど、ハブ機能を持っていることなどが挙げられる³。以後、EU、中国、オーストラリアなどともFTAを推進している。

このうち、韓国にとっての巨大経済圏ともいえる米国とEUとのFTAは、韓米FTAが2006年6月に交渉が開始され、その後の紆余曲折を経て2012年3月15日に発効した。韓EUFTAは、2007年5月に交渉が開始され、2011年7月1日に暫定発効し、2015年12月13日に全体が発効した（2011年7月1日以降、4年5か月間は暫定適用）。

そのほかに、日本が推進していない国・地域としては、ロシア、ウズベキスタンなどがある。FTA締結の目的と関連して、ロシアは「新北方政策⁴推進、巨大新興市場」と位置付けられ、ウズベキスタンは「中央アジアの最大市場」と位置付けられている。ロシアとは2019年6月に交渉が開始され、ウズベキスタンとは2021年4

表1 韓国のFTA推進状況（2022年1月時点）

状態	国、地域
FTA発効済	米国、カナダ、チリ、ペルー、コロンビア、中米、EU、EFTA、英国、中国、ベトナム、ASEAN、シンガポール、インド、トルコ、オーストラリア、ニュージーランド
署名・妥結	イスラエル、カンボジア、フィリピン、インドネシア、RCEP
交渉中	エクアドル、MERCOSUR、日中韓、マレーシア、ロシア、ウズベキスタン
再開、開始、条件整備	EAEU、PA（Pacific Alliance、太平洋同盟：メキシコ、ペルー、コロンビア、チリ）

出所：FTA強国、KOREA（<http://www.fta.go.kr>、2022年1月24日アクセス）より作成。

³ FTA強国、KOREA（<http://www.fta.go.kr>）、2022年1月20日アクセス。

⁴ 新北方政策とは、「ロシアやモンゴル、中央アジア等の国々との経済協力を拡大し、韓国経済の新たな成長エンジンを創出するとともに、朝鮮半島の平和と繁栄の基礎を築くことを目指すとする文在寅政権の外交政策」である。（外務省（2018）、1頁）。

月から交渉が進められている。

2. 韓国の FTA 推進における個別 FTA の意義

このように、FTA を積極的に進めている韓国であるが、推進される FTA がどのような意義を持っているのかについてみておくことにしたい。ここでは代表的な FTA として、韓チリ、韓 EU、韓米、韓露の 4 つを取り上げることにする。

まず、韓チリ FTA である。これは、先述のように韓国初の FTA である。また、地理的に韓国と離れていることから、損失の最小化を目的としている。つまり、日本とシンガポールの場合のように、テストの意味合いがあると考えられる。

次に、韓 EUFTA と韓米 FTA は、巨大経済圏から得られる利益が目的であるといえる。このうち、米国については中国、日本と並ぶ韓国の貿易相手国である。こうしたことから、主要な進出先において優位的な地位を獲得することが目的にあることがうかがえる。

最後に、韓露 FTA である。この FTA も先述の韓米 FTA および韓 EUFTA と同じく、巨大な経済圏との FTA である。ロシアは、韓国の新北方戦略の推進において重要な国の 1 つであるとともに、中央アジアとの FTA を進めるうえで重要な国である。この韓露 FTA の交渉は、2019 年 6 月にモスクワで第 1 次交渉が行われ、2020 年 6 月末から 7 月初めにかけて第 5 次の交渉が実施されている。

表 2 FTA（韓チリ、韓 EU、韓米、韓露）推進と韓国にとっての意義

相手国	推進状況			韓国にとっての意義
	交渉開始	署名	発効	
チリ	1999 年 12 月	2003 年 2 月	2004 年 4 月 1 日	初の FTA、中南米市場の足がかり
EU	2007 年 5 月	2010 年 10 月	2011 年 7 月 1 日	世界最大の経済圏
米国	2006 年 6 月	2007 年 6 月	2012 年 3 月 15 日	巨大かつ先進的経済圏
ロシア	2019 年 6 月	—	—	新北方政策推進、巨大新興市場

出所：表 1 に同じ。

3. 韓国にとっての米国市場と韓米 FTA の意義

韓国にとっての米国市場の意義については、3 点がある⁵。

5 FTA 強国、KOREA「米国市場の重要性」(<https://fta.go.kr>) (2022.1.20)。

第1に、貿易面での意義である。米国と韓国の貿易関係を見ると、米国は韓国にとって第2位の貿易相手国であるとともに、加工食品など食品の主要輸出先でもある。

第2に、世界経済に果たす米国の役割に関する面である。米国市場は各国企業がしのぎを削る市場である。このことから、米国市場への進出を拡大し、世界における韓国の競争力強化を図るという点がある。

第3に、ベンチマーキング先としての意義である。米国は世界の先端技術を保有する国であり、それは単に製品開発等に止まらず、社会や経済のシステムについても同様である。米国市場への進出を通して、韓国における社会や経済システムを改善する契機としていることがある。

すなわち、韓国にとって自国で生産した製品の輸出先であることに加え、国の技術水準の向上、社会・経済システムの改善という面から、先進的な技術を保有する米国および米国市場は重要であることから、韓米FTAは韓国にとって重要なFTAであるといえる。

また、韓国政府は米国とのFTA締結の意義を表3の通り掲げている⁶。このうちの1つに、国民の生活の質向上（手軽な価格、選択の幅の拡大など）が掲げられている。しかしながら、2008年頃の米国産牛肉の安全性問題に見られるように、消費者の食の安全性の面での不安は存在している。いずれにしても、経済全体での効用の拡大を目的としていることがわかる。

表3 韓米FTA締結の意義

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 世界最大市場の安定的確保⇒関税など取引費用の減少、通商摩擦の緩和2. 生産、雇用、貿易や外国人直接投資の増大⇒米国市場の先占、企業環境の改善、産業の効率性の増大3. 経済社会システムの先進化の契機⇒グローバル・スタンダードの定着、サービス部門の画期的な改善4. 国民の生活の質の向上⇒手ごろな価格、選択の幅の拡大、消費者厚生増大 |
|--|

出所：表1に同じ。

6 FTA 韓国、KOREA「韓米FTA妥結の意義」(<https://fta.go.kr>) (2022.1.22)。

Ⅲ. 韓米 FTA における農業支援対策

1. 韓国における FTA 支援対策：FTA 国内補完対策

韓国における FTA 支援対策は、FTA により韓国国内の産業において発生する損失の最小化を目的としている。これについては、①影響評価の実施後、損失発生が予想される産業の損失を補填、②損失が予想される産業の競争力強化を図ることがある。また、支援対策を進める上での根拠としては、「通商条約の締結手続き及び履行に関する法律」があり、関係条文は表 4 の通りである。

表 4 韓米 FTA 支援対策に関わる条文

(第11条 影響評価) 仮署名など交渉妥結後、影響評価を実施し、通商条約が国内経済、国家財政、国内産業／雇用に及ぼす影響など
(第13条 2 項 3 号 対策の策定) 影響評価の結果による国内産業補完対策の策定
(第13条 批准同意要請) 通商条約の署名後、国内補完対策等とともに国会の批准同意要請

出所：法律条文。

具体的には、表 5 に示す FTA 対策が実施されてきた。2008年から2025年まで全体で41.2兆ウォン規模の財政支援計画が策定された。今後の FTA 締結と影響評価により、国内補完対策が追加されることも予想される。

韓米 FTA は、2007年に第 1 次対策、2011年に第 2 次対策、2012年に第 3 次対策が策定された。詳細は次節で検討するが、韓米 FTA の対策はその他の FTA での対策を策定する際のモデルとなっている。韓米 FTA は次節で検討することから、ここでは韓 EUFTA の国内対策を簡単にみておくことにする。

基本的に、国内対策は FTA 締結による損失が大きな産業を対象に策定されるが、韓 EU FTA で農業部門での対象となっているのは、畜産業である⁷。政策課題は、①脆弱産業の競争力強化、②集中的な被害補填、③FTA 活用度の向上であり、それぞれに推進課題が設定されている。畜産業は、このうちの①と②が関連内容について言及されている。

7 企画財政部・農林水産食品部・知識経済部・保健福祉部・雇用労働部・関税庁『韓.EUFTA 締結による国内産業の競争力強化対策』、2010年11月17日、1 頁。また、畜産業のなかでも減少幅が大きいと予想されているのが、豚肉で年平均733億ウォンの減少、15年間で10,991億ウォンの減少が予想されている（同、2 ページ）。

①では、品目別の競争力の強化支援（対象：養豚、酪農、養鶏、韓肉牛）、流通構造の改善及び加工産業の活性化が掲げられている。②では、所得補填直接支払制・廃業支援制度の運営期間の延長が掲げられている。すなわち、競争力の向上と所得補填に関連する対策が中心になっている⁸のである。

表5 韓国におけるFTA対策の沿革

2004年	韓チリ FTA国内補完対策の策定
2007年	第1次韓米FTA国内補完対策の策定
2010年	韓EU FTA国内補完対策の策定
2011年	第2次韓米FTA国内補完対策の策定（第2次対策の補完）
2012年	第3次韓米FTA国内補完対策の策定（最終対策の確定）
2014年	韓英連邦*FTA国内補完対策の策定（*…カナダ、オーストラリア、ニュージーランド）
2015年	韓中／韓ベトナム／韓ニュージーランド FTA国内補完対策の策定

出所：FTA強国、KOREA「FTA活用・対策 国内補完対策」（<https://fta.go.kr>）（2022.1.23）。

2. 韓米FTA国内補完対策

（1）第1次韓米FTA国内補完対策（2007年6月）

第1次韓米FTA国内補完対策は、2007年6月に実施された。その基本方向は直接的な損失支援、産業別競争力の強化、農漁村の所得基盤の拡充を内容としている。中でも、損失の発生が予想される農水産分野は、別途に10年間（2008～2017年）で総額21.1兆ウォンの財政支援計画が策定された。

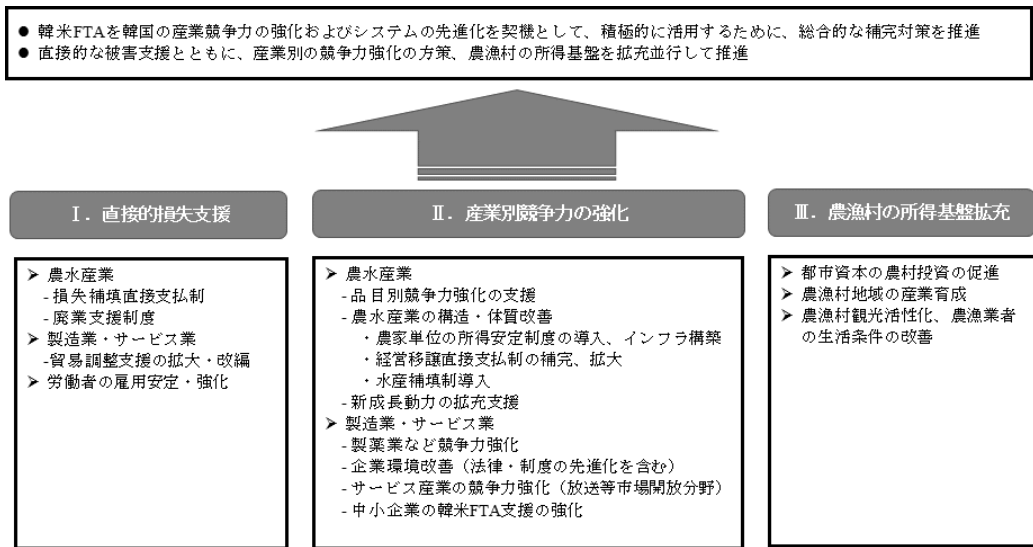
図1に対策の基本方向を示す。農水産業に関する内容が中心になっているが、直接的損失支援に関しては、損失補填に加えて廃業支援までが含まれている。このほか、農水産業の競争力向上に向けた対策も盛り込まれている。つまり、損失への支援対策に加えて、競争力向上のための対策（当該産業の競争力向上、そのための所得基盤の拡大など）も含まれている。

（2）第2次韓米FTA国内補完対策（2011年8月）

第2次韓米FTA国内補完対策は、2011年8月に策定された。第1次対策から3年が経過を受けて、内容の見直しなどが行われている。対策の基本方向は、財政支

⁸ 本内容に関する詳細は、農林水産食品部・知識経済部・保健福祉部・雇用労働部・関税庁（2021）の内容を参照のこと。

図 1 第 1 次韓米 FTA 国内補完対策の基本方向



出所：FTA 強国、KOREA (<http://www.fta.go.kr>、2017年5月17日アクセス) より作成。

援方式の効率化がある。つまり、韓国国内の核心的インフラや農漁業者に対して実効性が高い事業に集中的に投資することを意味している。また、財政支援計画を既存の21.1兆ウォンから22.1兆ウォンに拡大している。

図 2 に対策の基本方向を示す。ビジョンは「競争力を備えた産業基盤の構築」とあるように、競争力の向上が掲げられている。そのための戦略としては、4 点が掲げられている。そのなかには、「実質的な支援」、「経営改善」、「革新」といった文言が入っているほか、「追加の財政負担の最小化」が入っている。これは、FTA の推進において必要となる対策を取捨選択することで、財政負担を少なくすることを目的としている。

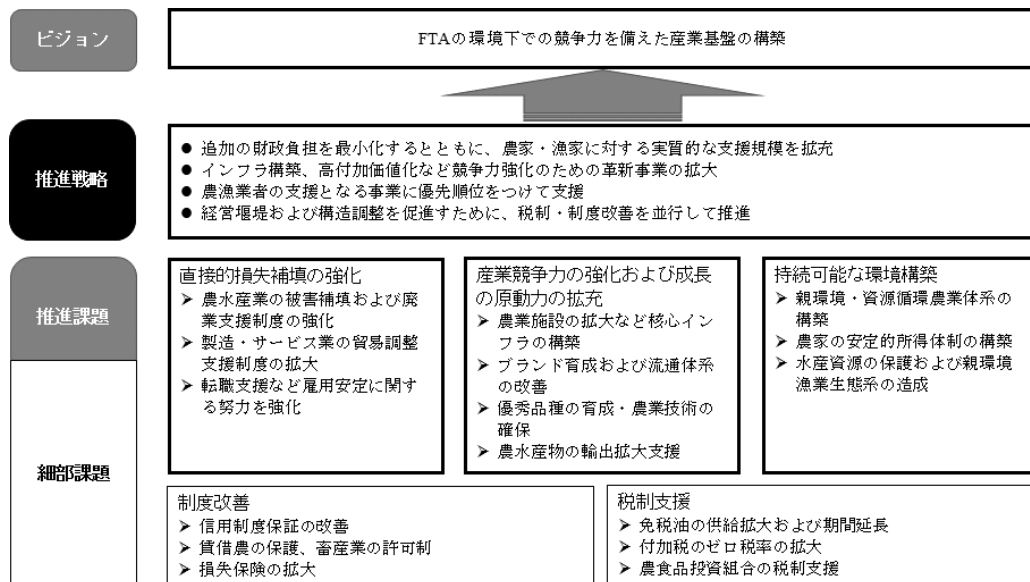
このほか、推進課題としては、直接的損失補填の強化、産業競争力の強化および成長の原動力の拡充、持続可能な環境構築が掲げられている。

(3) 第 3 次韓米 FTA 国内補完対策（2012年 1 月）

2012年 1 月からは、第 3 次米韓 FTA 国内補完対策が実施された。この対策の基本方針は、これまでに実施してきた損失補填のみならず、農漁業を競争力のある産業として発展させるための財政・税制・制度等を多角的な改善方策を策定することである。

そのため、韓米 FTA 損失保護のための与野合意事項（2011年10月31日）を反映

図2 第2次米韓FTA国内補完対策の基本方向



出所：図1に同じ。

した追加的な補完対策になっているほか、損失補填直接支払制、貿易調停支援制度・改編し、財政・税制・制度などを多角的な改善方策を含むものとなっている。なお、財政支援計画は22.1兆ウォンから24.1兆ウォンに拡大へと拡大している（表6）。

ここから、第3次米韓国内補完対策の主要内容について見ていこう。内容は以下の3つの分野に関わるものになる。すなわち、①損失補填対策の緩和、各種直接支払制度の導入、②農業資材等に関わる優遇制度、③全体的な貿易情報の提供（FTA締結国別に異なる情報の統合）である。このほかに、補完対策には水産業や中小企業に関する内容も含まれている。

このうち、①は損失補填直接支払制発動要件の緩和、廃業した1人事業主支援の緩和などが盛り込まれている。特に、廃業者の支援は、雇用促進や転職のための情報提供や相談を実施することが掲げられている。また、③はFTA締結国・地域ごとに貿易に関する条件が異なることから、これに関わる情報を統合した形で提供されている。

表 6 第 3 次韓米 FTA 国内補完対策の基本方向

- | |
|--|
| <p>■（財政支援）財政条件が許す範囲内で支援の範囲を拡大（22.1 兆ウォン→24.1 兆ウォン）</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 損失補填直接支払制・貿易調停支援制度の発動要件を緩和し、FTA による直接的な損失補填の機能を強化➤ 個別の産業別にも損失が大きいと予想される畜産・果樹などを中心に支援規模を増額➤ 開放に耐えられる競争力ある農漁業を育成するための施設の現代化、農業生産基盤などの投資規模拡大➤ 水田農業・水産直接支払制導入、親環境直接支払金の単価の上方調整等による農業業者の所得基盤の拡大 <p>■（税制支援）開放による困難に直面する農漁業者の経営・所得安定を支える税制支援を拡大</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 畜産所得の非課税、輸入飼料の無関税等を拡大し、口蹄疫などで困難に直面する畜産農家の支援を強化➤ 免税油の供給、配合飼料等、営農資材の付加価値税のゼロ税率制度を今後10年間維持し、生産費の節減を支援 <p>■（制度改善）賃借農の保護、中小企業の適合業種、大型流通施設の営業時間の制限などを法制化し、農漁業者・中小企業者の営農および経営環境の改善を制度的に支援</p> |
|--|

出所：図 1 に同じ。

表7 第3次韓米FTA国内補完対策の主要内容（抜粋。水産、中小企業関連は除外）

項目	対策内容
・損失補填直接支払制発動要件の緩和(85→90%)	・農漁業者の損失に対する懸念の解消のために損失補填直接支払制の発動要件を現行の85%から90%に緩和 *支給限度：法人5,000万ウォン、個人3,500万ウォンのうちで大統領令により規定
・貿易調停支援制度の発動要件の緩和	・現行の発動要件(20%)を5～10%の範囲内に緩和 *貿易調停支援対象企業に対しては、現在の融資および相談を支援
・廃業した1人事業主の支援	・1人事業主が廃業の場合、就業成功パッケージ、雇用促進支援金、迅速な転職等のための情報提供・相談を実施
・非課税副業所得の範囲拡大	・韓米FTAによる農漁業者の困難な状況を考慮し、非課税の副業所得の対象と範囲を追加・拡大 *非課税所得：1,800万ウォン→2,000万ウォン *非課税控除頭数：牛・乳牛30頭→50頭、豚500頭→700頭
・畜産発展基金の拡充	・2012年から10年間、2兆ウォンを拡充
・柑橘支援の拡大	・2012年の関連事業の予算を拡大（*柑橘支援：（2011年）265億ウォン→（2012年）384億ウォン）
・FTA履行支援センターの設置	・損失産業に対する調査および農漁業者等に対する支援業務を遂行するFTA履行支援センターを2012年から設置 *2012年の新規予算10億ウォンを反映
・施設現代化支援の拡大	・施設現代化の支援規模を拡大（*（2011年）2,450億ウォン→（2012年）4,109億ウォン） ・補助なしで融資のみ支援する場合、施設現代化事業に対する融資金利を現行の3%から1%に引き下げ
・農業生産基盤施設の拡充	・水利、排水施設、多目的用水開発等の予算拡大
・種子産業の育成	・Golden Seedプロジェクトを通じた輸出戦略型最高品質の種子開発（2012年の新規予算25億ウォンを反映）
・干拓地の農業的利用	・干拓地の農業的利用を活性化するための法的根拠を整備 *「干拓地の農業的利用および管理に関する法律」の制定完了（2011.12.29）
・水田農業直接支払制の導入	・食糧作物の自給率を高め、水田農業の所得補填のために、19品目で水田農業直接支払制を導入（ha当、年間40万ウォン）
・親環境直接支払金の単価引上	・有機、無農薬農業に対する直接支払金の単価を50%の水準で引上げ *直接支払金の単価（万ウォン/ha）：（水田）31～39→40～60、（畑）67～79→100～120 ・有機農業に対しては、支給期限を5年（当初3年）に延長
・条件不利地域直接支払制の地方費負担を縮小	・条件不利地域直接支払制の地方費負担率を調整（30%→20%）
・貸借農保護のための法的制度の整備	・農地法を改正（2011.12.29）し、貸借農の權益を保護（*賃貸借契約の確認制度を新設、最少契約期間（3年）保証など）
・輸入飼料原料の無関税	・割当関税の適用対象品目を現行の11品目から22品目に拡大 -このうち無関税品目は16品目
・農漁業用免税油10年以上延長	・3年6ヶ月延長（2012年6月末→2015年12月末）、10年間持続
・免税油供給対象の拡大	・農業専用の使用・管理の方向を整備した後、農業用スキッドローダー（4トン未満）、農業用1トントラックに免税油を供給
・配合飼料の付加税のゼロ税率を永久化	・3年以上（2011年12月末→2014年12月末）、10年間持続
・農業用電気料の適用対象の拡大	・現在、産業用料金を適用中の一部農漁業用施設に農業用料金を適用
・統合貿易情報サービスの基盤構築事業予算の拡大	・FTA締結国別に異なる貿易情報を統合して提供（*2012年予算に12億ウォンを反映）

出所：関係部署合同『韓米FTA批准による追加補完対策』（2012年1月2日）、9～10頁。

IV. 韓米FTA推進と消費者

1. 韓米FTA推進の意義と消費者

韓国において、FTA推進の根拠として製造業などの事業者は締結相手国でのシェア拡大、新たなビジネスチャンスの創出などが挙げられている。一方で、消費者は状況が異なる。消費者には、貿易が促進されることで海外から農産物や食品が安い

価格で入ることが掲げられている。つまり、事業者には国外での事業活動によるメリットが打ち出されている一方で、消費者には国内でのメリットが打ち出されている。

実際には、FTA の推進は消費者の選択の幅を拡大するとされているほか、FTA 推進の受益者は消費者であるとの主張も行われている。しかし、消費者自身もそれを鵜呑みにしたわけではなく、2006年6月5日に実際に関連団体が参加する形で、韓米FTA消費者対策委員会が発足することになった⁹。

2006年当時の韓米FTAに対する消費者団体等の関心をみると、食品安全性（農産物、輸入食品、検疫、GMO、食品流通など）に関するものが挙がっていた。食品安全性以外では、医療と教育等になる。また、韓米FTAに対する消費生活への影響（表8、図3、図4）をみると、2007年時点では消費者の評価はプラスに捉える消費者の割合がやや多くなっていた。しかし、「わからない」とする消費者が多いという状況でもあったため、韓米FTAそのものに対する消費者の認知度がさほど高くなかったことがうかがえる。

表8 韓米FTA締結が消費生活に与える影響

区 分	標本数（人）	構成比（％）
プラス面が多い	64	3.2
ある程度はプラスの面が多い	619	31.0
ある程度はマイナス面が多い	280	14.0
マイナス面が多い	82	4.1
よくわからない	955	47.8
合 計	2,000	1,000

出所：韓国消費者院（2007）、522頁。

2. 韓米FTA発効後の消費者の反応

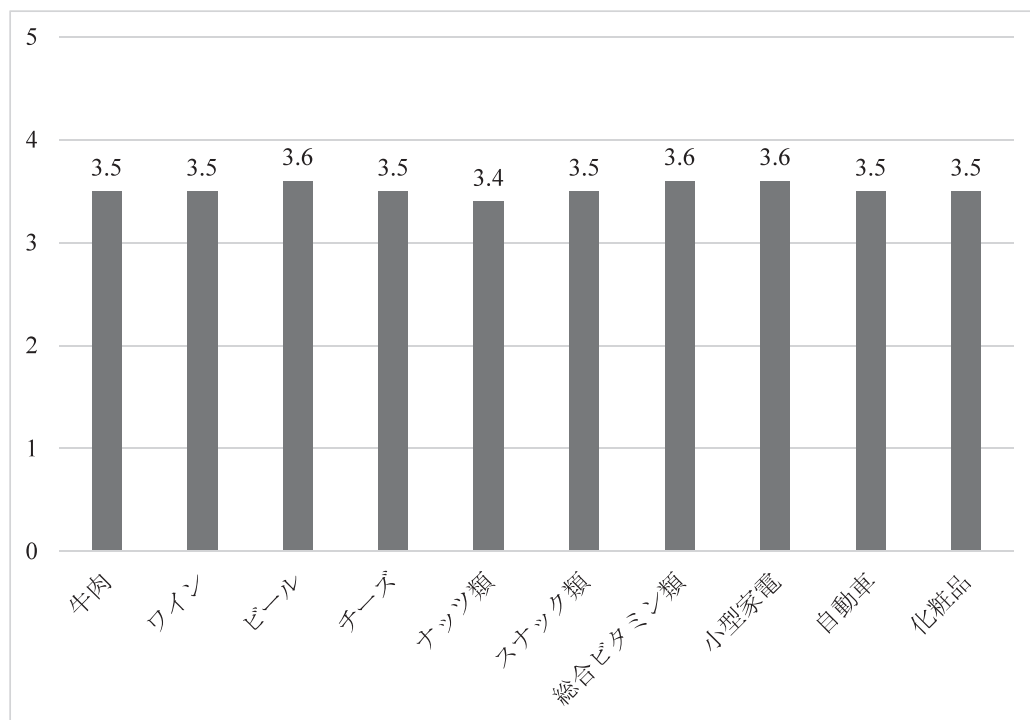
ここでは、韓国消費者院の調査をもとに韓米FTA発効後の米国産製品への消費者の評価についてみていきたい。まず、購入品目は10品目中でも最も多く購入されているのは、ナッツ類、次いで総合ビタミン類とスナック類となっている¹⁰。また、価格面では評価が高いのは牛肉の3.7点、ナッツの3.4点であった。一方、自動車は

9 関連団体には緑色消費者連帯、ススパットック ASAMO、生協全国連合会、消費者問題を研究する市民の会、女性民友会生協、ウリ農村サルリギ運動本部、親環境農業家族実践連帯、韓国生協連合会、ハンサルリム、韓国YMCA全国連盟が該当する。

10 韓国消費者院報道資料、10頁。

2.5点、化粧品は2.7点、チーズは2.9点と低い¹¹。さらに、品目別の価格と品質に対する評価をみると、食料品はビールが3.6点と高く、次いで牛肉、ワイン、スナック類の3.5点となっている。品目ごとに大きな差はみられない（図3）。

図3 品目別の米国製品の価格と品質に対する消費者の評価（5段階評価）



出所：韓国消費者院報道資料、11頁。

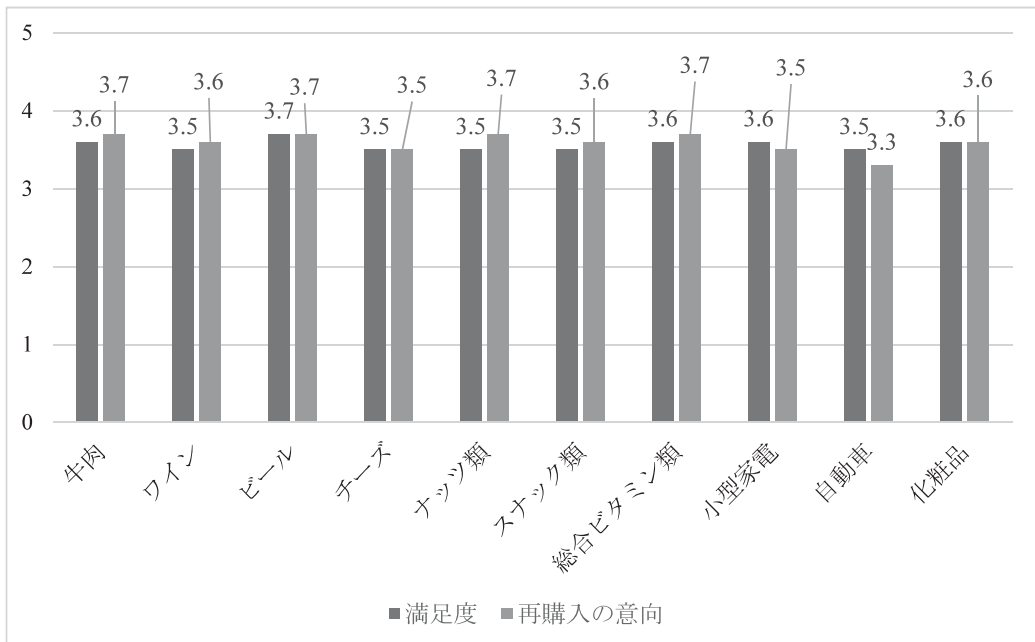
次に、製品満足度と再購入の意思をみていきたい（図4）。食料品を中心に評価をみると、5段階中の3点台となっている。再購入の意思については、ナッツ類、ビール、牛肉が3.7点となっている。満足度の数値よりも極端に低くなっているものはない。

3. FTA発効後の食料品に対する消費者意識の変化—輸入チーズを中心に—

ここからは、FTA発効後の輸入チーズに対する消費者の意識についてみていくことにする。ここで輸入チーズを取り上げる理由としては、2021年時点で輸入チーズが米国、ニュージーランド、ドイツ、オーストラリアの4ヶ国からの輸入が量お

11 同上。

図 4 品目別の米国製品に対する消費者満足および再購入の意向（5 段階評価）



出所：韓国消費者院報道資料、11頁。

よび金額の面でシェアが70%以上を占め、そのうち米国からの輸入が約40%を占めるなど、FTAによる影響をみるうえで適切な品目であると考えられるためである。

表9に、韓国のチーズの輸入動向を示す。主要4ヶ国で70%以上のシェアを誇っている。米国に関しては、発効前の2010年と発効後9年目となる2021年を比較すると、輸入量のシェアが30.4%から43.2%へと拡大し、輸入量のシェアも同様に29.3%から42.3%へと拡大している。2011年にはEUとのFTAが発効し、ドイツからの輸入のシェアも輸入量では1.5%から8.8%、輸入額では1.5%から7.7%拡大している。

こうした背景には、ドイツを含むヨーロッパ産のチーズは、品質に対する価格競争力が高いことから輸出が増えていること、米国産チーズは米国内の原乳の増加による生産量の増加があるといえる¹²。もちろん、これらの4ヶ国については全てFTAが発効しており、段階的な関税の撤廃や割当制度により一定量まで無関税で輸入できるということも影響している¹³。

次に、輸入チーズに関する消費者の意識をみていくことにする。2018年の輸入チー

12 韓国消費者院市場調査局 FTA 消費者權益増進チーム（2019）、7 ページ。

13 この4ヶ国については一定量、無関税で輸入することができる。詳細については、同上文献の10ページを参照のこと。

表9 韓国のチーズ輸入動向（輸入量・輸入額）

区分	輸入量（トン）			シェア（％）	
	2010年	2015年	2021年	2010年	2021年
合計	60,971	111,522	156,522	100.0	100.0
米国	18,518	54,821	67,540	30.4	43.2
ニュージーランド	19,306	15,643	27,906	31.7	17.8
ドイツ	902	13,783	13,819	1.5	8.8
オーストラリア	8,636	8,047	8,348	14.2	5.3
主要4ヶ国合計	47,361	92,294	117,613	77.7	75.1
区分	輸入額（千ドル）			シェア（％）	
	2010年	2015年	2021年	2010年	2021年
合計	258,749	501,741	685,416	100.0	100.0
米国	75,935	250,749	289,999	29.3	42.3
ニュージーランド	77,755	63,614	115,089	30.1	16.8
ドイツ	3,860	54,619	52,796	1.5	7.7
オーストラリア	34,830	32,704	39,841	13.5	5.8
主要4ヶ国合計	192,380	401,686	497,726	74.4	72.6

資料：韓国関税庁「輸出入貿易統計」をもとに筆者作成。

ズの主要な流通経路別の販売額シェアをみると、1位が大手量販店（54.0%）、2位がチェーンスーパー（22.8%）である¹⁴。この理由としては、これらの業態が企業により運営されており、1店当たりの規模が大きく、韓国全土にチェーン展開していることがある。こうしたことから、海外から大量に輸入することが可能であり、店舗の広さから多種多様な品揃えが可能であることがあると考えられる。

しかし、韓国産チーズと輸入チーズを比較した調査によれば、味の面では「おいしい」との回答が高くなっていることから評価しているものの、価格面では「高い」とする回答が最も多くなっていることから、価格面では消費者は高いと評価していることがわかる¹⁵。このことは、無関税で輸入しても流通段階でのマージンが付加されるなかで、消費者が購入する段階では手ごろであると認識する価格になっていないことがあると考えられる。

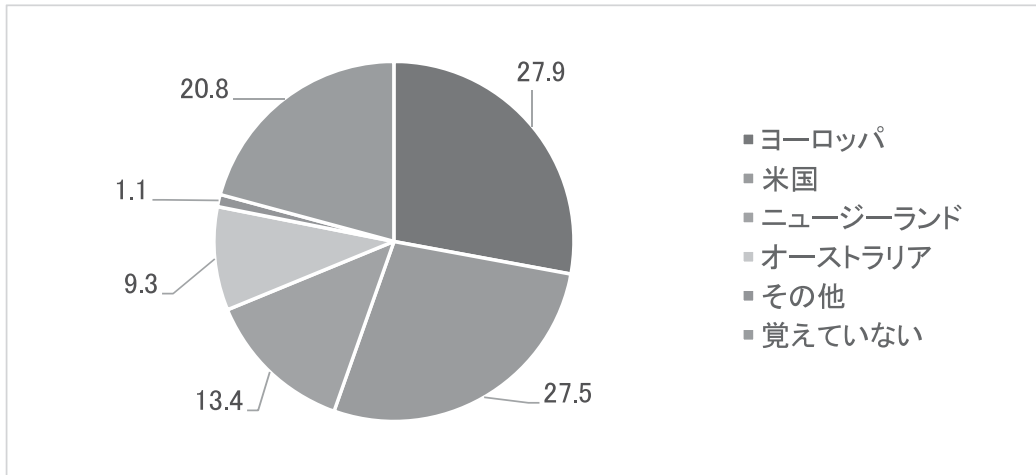
さらに、輸入チーズに対する消費者の意識についてみていこう。図5は購入した

14 韓国消費者院市場調査局FTA消費者權益増進チーム（2019）、22ページ。

15 韓国産チーズと輸入チーズの味の面では、「おいしい」が62.5%、「変わらない」が32.3%、「まずい」が5.2%であった。価格の面では「高い」が43.5%、「変わらない」が36.3%、「安い」は19.7%であった（同上、47ページ）。

輸入チーズの原産地である。原産地は、先述の主要輸入先の 4 ヶ国と重複している。米国については、27.5%と最も高くなっている。さらに、輸入チーズ購入時の不満等に関する項目¹⁶については、「不満または被害経験がない」が50.2%と最も高く、「製品購買情報の不足」と「望む商品がない」が21.9%となり、不満や被害に対する内容は比較的低いといえる。

図 5 購入した輸入チーズの原産地



資料：韓国消費者院（2019）、45ページ。

次に、表10をもとに、輸入チーズに対する消費者の認識を品質、多様性、顧客満足度の3点に分けてみていく。

まず、品質である。これについては、「変わらない」が62.3%であり、「よくなった」が34.0%である。「悪くなった」は3.7%に過ぎない。次に、商品の多様性である。「よくなった」が62.7%と、半数以上の消費者が商品選択の幅が広がったと認識している。「変化なし」は34.7%、「悪くなった」は2.6%であり、FTAにより選択肢の幅が狭まったと認識する消費者は少ないといえる。最後に、購買後の満足度である。「よくなった」は54.1%、「変わらない」が42.2%、「悪くなった」が3.7%であった。満足度に関しては、「よくなった」が「変わらない」に比べて若干高くなっているが、「悪くなった」は3.7%であり、満足度が下がったとは言い難いといえる。

16 項目は「製品購買情報の不足」、「製品の問題」、「摂取後の身体に対するアレルギー等の発生」、「望む商品がない」、「売場や販売サービスの不満」、「その他」、「不満または被害経験なし」の7つである（同上、45ページ）。

表10 FTA発効後のチーズ購入に対する消費者の認識

(単位：%)

	よくなった	変わらない	悪くなった
品質	34.0	62.3	3.7
商品の多様性	62.7	34.7	2.6
購買後の満足度	54.1	42.2	3.7

資料：韓国消費者院市場調査局 FTA消費者權益増進チーム（2019）、48ページをもとに筆者作成。

以上のように、輸入チーズはFTA発効後に輸入が増加している。これには韓国国内での食生活の変化なども影響しているが、FTAの発効が輸入増加につながったと考えられる。一方で消費者の認識をみると、FTAの発効により商品選択の幅が広がり、購買後の満足度が高くなっている。しかし、品質については変わらないとする回答が高くなっている。すなわち、FTAの発効により選択の幅が広がったことについて、消費者は肯定的な反応を示しているといえる。

V. おわりに

これまでみてきたように、韓国は国家戦略としてFTAを推進している。その取組みについては、巨大経済圏との積極的なFTAの締結というところからもわかる。また、対策についても、特に損失が発生するとされる農業部門については、FTAの性格別に設定がされている。しかし、農業部門への対策については、本稿では詳細には検討しなかったが、FTAに農業構造の問題と対策が必要となる。つまり、高齢者・後継者、女性農業者に関する支援である。

FTAの進展に対しては、国内の農業への支援対策に対しては損失補填等に関するものが中心になっているが、そのための財政支援の規模は拡大してきている。そのため、今後はこうした財政規模の拡大にどのように対応していくのが課題になっていくといえる。また、FTAの進展により、韓国国内への輸入が増加する一方で、韓国の農産物輸出の機会になるといえる。特に、巨大経済圏とのFTAである米韓、韓中、韓EU、韓露などがこれに該当すると考えられる。

また、消費者への対応についてもみたが、初期のころはFTAに対する認知度が低かったことから、効果に対しては「わからない」とする評価が高くなっていた。しかし、FTA発効後については、比較的肯定的な評価が多くなるなど、消費者も比較的肯定的に受け入れていることがうかがえる。さらに、輸入チーズを事例に

みてきたが、消費者の反応としてはFTAの発効により、選択の幅は広がったと認識しているものの、価格面での利益はさほど認識していなかった。

今回は韓米FTAを中心にみてきたが、韓国はEUや中国などの巨大経済圏とのFTAも同時に進めている。そのため、FTAによる影響、特に農業に対する影響は今後、複合的に出現してくることになるといえる。消費者に対しても、FTAによるメリットを認識させるとともに、一方では地産地消、食育の推進など国内の農業の活性化や理解を高めるための対応が必要になってくるといえよう。

【参考文献】

（日本語）

1. 外務省『2018年版 開発協力参考資料集』。
2. 品川優『FTA戦略下の韓国農業』筑波書房、2014年。
3. 品川優『韓米FTA：日本への示唆』筑波書房、2019年。
4. 高安雄一『TPPの正しい議論にかかせない米韓FTAの真実』学文社、2012年。
5. 柳京熙・吉田成雄『韓国のFTA戦略と日本農業への示唆』筑波書房、2011年。

（韓国語）

1. FTA強国、KOREA (<http://www.fta.go.kr>、2017年5月17日アクセス)。
2. 財政經濟部・農林部・産業資源部・保健福祉部・労働部・海洋水産部・企画予算処『韓米自由貿易協定締結による国内補完対策』（2007年6月28日）。
3. 関係部署合同『FTA環境下での農漁業等の競争力強化総合対策』（2011年8月18日）。
4. 関係部署合同『韓米FTA批准による追加補完対策』（2012年1月2日）。
5. icoop生協「韓米FTA消費者対策委員会発足」（<http://icoop.coop/?p=554003&ckattempt=1>、2017年7月23日アクセス）。
6. 韓国関税庁「輸出入貿易統計」（<https://unipass.customs.go.kr/ets/index.do>）（2022年1月29日アクセス）
7. 韓国消費者院『国民消費形態および意識構造調査』（2007年12月）。
8. 韓国消費者院市場調査局FTA消費者権益増進チーム『輸入酪農品価格及び流通実態調査（輸入チーズ及びバターを中心に）』韓国消費者院、2019年。
9. 韓国消費者院報道資料（2015年10月16日）「FTAにより、消費者は選択の幅拡大を最も高く評価」。
10. 金ギョンピル、ソク・ジュンホ、ヨム・ジョンワン、金ジョン、ミョン・スファン「韓・米FTA発効8年、農食品交易変化」『FTA 이슈レポート』第17号、2020年3月。
11. ムン・ハンピル、ソク・ジュンホ、李スファン、尹ジョンヒョン、金ギョンホ「韓・米FTA発効7年、農食品交易変化」『懸案分析』第58号、韓国農村経済研究院、2029年3月。

